

平成29年度

快適環境づくり補助金

評価表 NO.

6

所管部課名	環境課	担当者	村岡 実					
事務事業名	花いっぱいまちづくり推進事業費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	21年以上							
平成29年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	5,500千円	千円	千円	5,500千円 市民活動支援基金				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	補助事業に参加した者の数	3,500	平成34年度					
成果指標②								
補助対象者	快適な環境づくり事業を実施しようとする市民団体							
補助対象経費	(1) 花き及び肥料の購入費 (2) フラワーポット及びプランターの購入費 (3) 農業用機械の使用に伴う申請団体が購入する燃料費 (4) 事業に直接必要とされる材料及び道具類(税抜き単価5千円未満)の購入費 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められるもの							
補助対象事業・活動の内容	(1) 花いっぱいまちづくり事業 (2) 花の名所づくり事業 (3) 環境学習活動 (4) その他快適な環境づくり事業							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費に別表に定める補助率(100分の80~100分の100)を乗じて得た額 ただし、上限設定(5万円、10万円又は30万円)あり							
上記項目の積算方法	100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	571,232	12.1%	462,734	8.5%	568,142	8.8%
		会費	571,232	12.1%	462,734	8.5%	568,142	8.8%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	4,136,400	87.9%	4,995,400	91.5%	5,899,200	91.2%
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
	計	4,707,632	100.0%	5,458,134	100.0%	6,467,342	100.0%	
	支出	事業費	4,707,632	100.0%	5,458,134	100.0%	6,467,342	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
計		4,707,632	100.0%	5,458,134	100.0%	6,467,342	100.0%	
支出計/前年度支出計				115.9%		118.5%		
自己資金/前年度自己資金				81.0%		122.8%		
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数	73		66		83			
成果指標の推移①	2,723		2,475		3,083			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】平成26年度「現状のまま継続」補助金申請がボランティアを行う団体の負担にならないよう、手続きの簡素化を検討されたい。 【前回評価への回答】提出書類の削減を実施し、手続きの簡素化を行った。 【事業のPR方法】自治会運営の手引きや市広報紙に掲載し、周知を図っている。 【費用対効果】花いっぱいのまちづくりに寄与している。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	活動に参加することでコミュニケーションが広がり、心身の健康づくりにつながる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	花苗や肥料等の購入に対し補助を行うことで、資金面での負担軽減につながり、より多くの活動を展開することができる。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
有効性	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	花は誰もが親しみやすい存在であり、花いっぱいのもちづくり寄与していると認められる。
	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)		
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	ボランティア活動によって達成されており、行政が直接実施するよりも、多くの事業が展開できている。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	多くの団体が交付要領で定められた補助率と上限額を元に事業を計画している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	補助申請を行うか否かは、団体の意思決定に基づくもの。申請団体が固定されているものではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	高齢者クラブや自治会、地区コミュニティ協議会などが実施するものであり、一定の公益性は認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	花苗や肥料など、事業に直接必要な材料等の購入に対する補助であり、補助金が最も適当な手段と考えられる。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	交付要領に規定しており、人件費や備品購入費などは対象外としている。また、判定表を作成して団体に示すなど、分かりやすい制度となるよう努めている。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	<p>《今後の改革の方向性》</p> <p>■現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合</p> <p>□補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>《上記方向の理由》</p> <p>地域で花壇を設置するなどして各地での取組みが根付いてきている。団体を前に来産される観光客を花でおもてなしたい。</p>	外部評価結果	<p>《視点別評価》</p> <p>公益性 → □高い □低い</p> <p>必要性 → □高い □低い</p> <p>有効性 → □高い □低い</p> <p>適格性・妥当性 → □高い □低い</p>
	<p>《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》</p>		<p>《今後の改革の方向性》</p> <p>□現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合</p> <p>□補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>《まとめ》</p>

快適環境づくり補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる快適環境づくり補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 地区コミュニティ協議会、自治会、PTA、子供会、老人クラブ、青年団又はこれらに類する団体で、市長が適当と認めたものをいう。
- (2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路その他公衆の用に供する道路として市長が適当と認めるものをいう。

(補助事業の要件)

第3条 快適環境づくり補助金に係る補助事業は、次の各号のいずれかの要件を満たすものでなければならない。

- (1) 花いっぱいまちづくり事業 公道に隣接する場所その他市長が適当と認める場所において、フラワーボットを設置し、又は花き及び樹木を植栽する事業
- (2) 花の名所づくり事業 花いっぱいまちづくり活動のうち、地区コミュニティ協議会が実施する休耕田、荒廃地、河川敷など概ね200m以上の大規模な植栽を行う事業
- (3) 環境学習活動 自然観察会、生態調査、講演会ほか環境意識向上のための環境学習
- (4) その他快適な環境づくり事業 前3号に掲げるもののほか、地域の快適な環境づくりのための活動として市長が適当と認める事業

(補助金の交付対象者)

第4条 快適環境づくり補助金の交付対象となる者は、快適な環境づくり事業を実施しようとする市民団体とする。

(補助金の額)

第5条 快適環境づくり補助金の額は、第6条に定める補助対象経費及び第7条に定める補助対象外経費を勘案した合計額に、別表1に定める補助率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1市民団体につき別表1に定める上限額を超えないものとする。

(補助対象経費)

第6条 快適環境づくり補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 花き及び肥料の購入費
- (2) フラワーボット及びプランターの購入費
- (3) 農業用機械の使用に伴う申請団体が購入する燃料費
- (4) 事業に直接必要とされる材料及び道具類（税抜き単価5千円未満）の購入費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められるもの
（補助対象外経費）

第7条 前条に係らず、次の各号に定める経費は除外する。

- (1) 人件費（ただし、講師謝金除く。）
- (2) 運搬用自動車の使用に伴う燃料費
- (3) 農業用機械の使用に伴う個人が購入した燃料費
- (4) 道具類（税抜き単価5千円以上）の購入費
- (5) 水道代
- (6) 機械及び道具類の賃借料
- (7) 委託した経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象経費として認められないもの
（交付の申請）

第8条 快適環境づくり補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 快適環境づくり補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 実施場所の見取り図
- (2) 承諾書（道路や他人の土地で実施する場合）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（交付の基準）

第9条 快適環境づくり補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第3条の要件を満たさない場合
- (2) 当該補助事業において本市の他の補助金交付を受け、若しくは受ける見込みの場合
- (3) 補助金の交付を受けようとする市民団体（以下「補助団体」という。）の代表者が現に本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録されていない場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該補助団体に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（補助金等の概算払）

第10条 補助金の交付決定を受けた事業について、規則第19条に基づく補助金の概算払を受けることができるのは、市長が認定した団体に限る。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助事業の終了後、1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 快適環境づくり補助金補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業に係る明細書（費用の詳細な内訳が分かるもの）
- (2) 当該補助事業に係る領収書の写し
- (3) 当該補助事業に係る写真（作業中、作業後の状況を撮影したもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類（効果の測定）

第12条 快適環境づくり補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、補助事業に参加した者の数を用いて測定するものとする。

（補助団体の責務）

第13条 快適環境づくり補助金の交付を受けた補助団体は、本市環境保全施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、快適環境づくり補助金の交付に関し必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 薩摩川内市補助金等基本条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成27年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成28年度において所要の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

区分	補助率	上限額
(1)参加人員が30名未満の場合でかつ初めて補助金申請を行う場合	100分の80	50,000円
(2)次のいずれかに該当 ①参加人員が30名以上の場合 ②過去1年以上快適環境づくり補助金による実績がある場合	100分の90	100,000円
(3)次のいずれかに該当 ①高齢者クラブが実施する場合。 ②任意の高齢者団体が実施する場合。	100分の100	100,000円

③参加人員30名以上のうち、高齢者が半分以上を占める場合		
(4)地区コミュニティ協議会が実施する花の名所づくり事業	100分の100	300,000円

備考

- 1 年齢の算定基準日は補助金交付申請日とし、高齢者を60歳以上とする。
- 2 高齢者クラブとは高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブ連合会加盟団体をいい、任意の高齢者団体とは会員が10名以上で高齢者がおおむね4分の3以上を占める団体をいう。